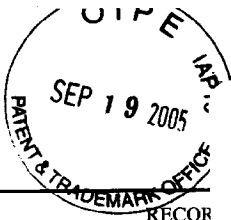


9/19/05



09-26-2005

FORM PTO-1596
1-31-92U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

DOCKET NO. K-2163

PATENTS ONLY 103088692

To the Honorable Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original documents or copy thereto:

1. Name of conveying party(ies):

JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY
CORPORATION

2. Name and address of receiving party(ies):

Name: JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY
AGENCY

Street Address: 1-8, Honcho 4-chome,

City: Kawaguchi-shi

State: Saitama-ken,

Zip: 332-0012

Country: Japan

3. Nature of conveyance:

☐ Assignment☐ Merger☐ Security Agreement☒ Change of Name☐ Other

Execution Date: October 1, 2003

Additional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

4. Application number(s) or patent number(s):

If the document is being filed together with a new application, the execution date of the application is: N/A

A. Patent Application No(s).

10/502,626 filed July 26, 2004

B. Patent No(s).

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No5. Name and address of party to whom correspondence
concerning document should be mailed:

Name:

HAUPTMAN KANESAKA BERNER
PATENT AGENTS, LLP

Internal Address:

Street Address: 1700 Diagonal Road, Suite 310

City: Alexandria

State: VA

Zip: 22314

6. Total number of applications and patents involved: one7. Total fee (37 CFR 3.41) \$ 40.00☐ Enclosed☐ Authorized to be charged to deposit account☒ Credit Card payment form enclosed

8. Deposit account number:

DO NOT USE THIS SPACE

9. Signature.

Manabu Kanesaka, No. 31,467

Name of Person, Registration No.

Signature

September 19, 2005

Date

Total number of pages including cover sheet, attachment, and document:

Total number of pages including cover sheet, attachment,
and document:

CMB No. 0851-0011 (exp. 4/94)

09/21/2005 MBEYENE2 00000022 10502626

01 FC:8021

40.00 0P

PATENT
REEL: 017007 FRAME: 0963

VERIFICATION OF TRANSLATION

Sir:

I, Fumiko Salak, residing at 4775 W. Braddock Road,
APT#201, Alexandria, VA 22311, U.S.A. declare that I am fluent
in Japanese and English and that herewith submitted English
translation of "Certificate of Partial Closed", "Certificate
of Partial Record, and "Dissolution of Organization" for the
above-identified patent application are true and accurate
literal translations.



Fumiko Salak

Date 09/13/05

Certificate of Partial Record

Name: JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY

Principal Office:

1-8, Honcho 4-chome, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken, 332-0012 Japan

Date of Incorporation:

October 1, 2003

Particulars about Registered Record:

Flotation

October 1, 2003 Registered

This is a document to certify that those are all not closed
particulars to be recorded on the registry.

SAITAMA DISTRICT LEGAL AFFAIRS BUREAU
KAWAGUCHI BRANCH OFFICE
Register
SHOUICHI INOUE
February 1, 2005

履歴事項全部証明書

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
独立行政法人科学技術振興機構
会社法人等番号 0306-05-000732

2025.05.09

名 称	独立行政法人科学技術振興機構		
主たる事務所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号		
法人成立の年月日	平成15年10月1日		
役員に関する事項	東京都新宿区西新宿七丁目22番18号 理事長 沖 村 憲 樹		
従たる事務所	1 東京都千代田区四番町5番地3		
資本金	<u>金1883億6622万5185円</u>		
	<u>金1889億6622万5185円</u>	平成15年11月20日変更	平成15年11月27日登記
	<u>金1896億6622万5185円</u>	平成16年 1月22日変更	平成16年 1月29日登記
	<u>金1896億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消
	<u>金1889億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消 により回復
	<u>金1889億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消
	<u>金1883億6622万5185円</u>		平成16年 2月18日抹消 により回復
	<u>金1887億2035万237円</u>		平成16年 2月18日更正
	<u>金1893億2035万237円</u>	平成15年11月20日変更	平成16年 2月18日登記
	<u>金1900億2035万237円</u>	平成16年 1月22日変更	平成16年 2月18日登記
	<u>金1899億8165万237円</u>	平成16年 2月27日変更	平成16年 3月 8日登記

整理番号 ウ187157

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

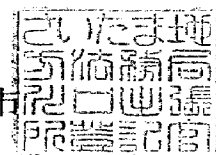
1/2

	<u>金1903億8165万237円</u> 平成16年 3月23日変更 平成16年 3月29日登記
	<u>金1909億8165万237円</u> 平成16年 9月21日変更 平成16年 9月28日登記
	<u>金1915億8165万237円</u> 平成16年11月22日変更 平成16年11月29日登記
	<u>金1918億8165万237円</u> 平成17年 1月21日変更 平成17年 1月25日登記
登記記録に関する 事項	設立 平成15年10月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成17年 2月 1日
さいたま地方法務局川口出張所
登記官

井 上 庄 市



整理番号 ウ187157

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

Certificate of Partial Closed Record

Name: JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION

Principal Office: 1-8, Honcho 4-chome, Kawaguchi-shi,
Saitama-ken, 332-0012 Japan

Date of Incorporation:
October 1, 1996

Particulars about Registered Record:
October 1, 2003
Dissolution by regulation of law of the
organization for promotion of science and
technology, Independent Administrative
Agency (The law No. 158, 2002) section 1 of
Supplementary Provision section No.2
October 1, 2003 Registered
October 1, 2003 Closed

This is a document to certify that those are all closed
particulars to be recorded on the registry.

SAITAMA DISTRICT LEGAL AFFAIRS BUREAU
KAWAGUCHI BRANCH OFFICE
Register
SHOUICHI INOUE
January 11, 2005

閉鎖事項全部証明書

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
 科学技術振興事業団
 会社法人等番号 0306-05-000478

名 称	科学技術振興事業団	
主たる事務所	埼玉県川口市本町四丁目1番8号	
法人成立の年月日	平成8年10月1日	
役員に関する事項	東京都新宿区西新宿七丁目22番18号 理事長 沖 村 憲 樹	平成13年 7月16日就任
従たる事務所	1 東京都千代田区四番町5番地3	
資本金	<u>金6283億5242万1100円</u>	
	<u>金6285億5242万1100円</u> 平成14年10月23日変更	平成14年10月29日登記
	<u>金6291億5242万1100円</u> 平成14年11月21日変更	平成14年11月28日登記
	<u>金6299億5242万1100円</u> 平成15年 2月21日変更	平成15年 2月28日登記
	<u>金6305億5242万1100円</u> 平成15年 7月23日変更	平成15年 7月29日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 9月30日移記	
	平成15年10月1日独立行政法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第2条第1項の規定による解散 平成15年10月 1日登記 平成15年10月 1日閉鎖	

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成17年 1月11日
 さいたま地方法務局川口出張所
 登記官

井 上 庄 市

整理番号 ウ181996

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/1

[Dissolution of Organization]

Section No.2

JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION (Hereinafter referred to as "JIGYO-DAN") shall be dissolved when Japan Science and Technology Agency is established. The agency will inherit at the time the all entitlement and commitment except assets the government inherits by regulation of the next section.

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條から第九條まで及び第十一條の規定 平成十五年十月一日

二 附則第十二條の規定 平成十五年十月一日

又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日(いずれか遅い日)

(事業団の解散等)

第二条 科学技術振興事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により國が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利(附則第六條の規定による廃止前の科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号。以下「旧事業団法」という。)第四十九條第一項に規定する一般勘定(以下「旧一般勘定」という。)に属する資産に限る。)のうち、機構がその業務を遂行に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて國が承継する。

3 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他当該資産の國への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日(前日)に終るものとす。

5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七條第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7 事業団の解散については、旧事業団法第四十九條第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行われない。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)
第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、國及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額

の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額(以下「旧一般勘定純資産額」という。)に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとす。

2 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文獻情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとす。

3 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評價に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九條に規定する文獻情報提供勘定(以下「旧文獻勘定」という。)における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文獻情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとす。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文獻勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文獻情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとす。

(持分の払戻し)
第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したもの(以下「出資額」という。)は、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとす。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額)

二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第二條第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文獻勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

(名称の使用制限に關する経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第九條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(科学技術振興事業団法の廃止)
第六条 科学技術振興事業団法は、廃止する。

(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)
第七条 科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置

第七條 前條の規定の施行前に旧事業団法(第三條及び第二十七條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相當する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八條 附則第六條の規定の施行前にした行為及び附則第二條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であつた者に係る

その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、附則第六條の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十條 附則第二條から第五條まで及び第七條から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律の一部改正)
第十一條 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律(平成十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 科学技術振興事業団の項を削る。
(独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律の一部改正)
第十二條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部を次のように改正する。

別表 科学技術振興事業団の項を削る。
総務大臣 片山虎之助
財務大臣 堀川正十郎
文部科学大臣臨時代理 國務大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

御名 御璽
平成十四年十二月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十九号
独立行政法人日本學術振興會法

目次
第一章 總則(第一條―第七條)
第二章 役員及び職員(第八條―第十二條)
第三章 評議員會(第十三條―第十四條)
第四章 業務等(第十五條―第十八條)
第五章 雜則(第十九條―第二十一條)
第六章 罰則(第二十二條―第二十三條)
附則

第一章 總則(第一條―第七條)
第二章 役員及び職員(第八條―第十二條)
第三章 評議員會(第十三條―第十四條)
第四章 業務等(第十五條―第十八條)
第五章 雜則(第十九條―第二十一條)
第六章 罰則(第二十二條―第二十三條)
附則

第一章 總則(第一條―第七條)
第二章 役員及び職員(第八條―第十二條)
第三章 評議員會(第十三條―第十四條)
第四章 業務等(第十五條―第十八條)
第五章 雜則(第十九條―第二十一條)
第六章 罰則(第二十二條―第二十三條)
附則